

動物用医薬品専門調査会における審議状況について

1. 審議状況

農林水産省及び厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められたセフトオフを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）の再審査に係る食品健康影響評価（平成 17 年 4 月 11 日付 17 消安第 66 号、平成 17 年 9 月 13 日付 厚生労働省発食安第 0913008 号及び平成 18 年 7 月 18 日付 厚生労働省発食安第 0718022 号）については平成 18 年 11 月 17 日に開催された第 63 回動物用医薬品専門調査会（座長：三森国敏）において審議結果（案）がとりまとめられた。

また、審議結果（案）については、幅広く国民に意見・情報を募った後に、食品安全委員会に報告することとなった。

2. 動物用医薬品に係る食品健康影響評価についての意見・情報の募集について

第 63 回動物用医薬品専門調査会における審議結果(案)を食品安全委員会ホームページ等に公開し、意見・情報を募集する。

1) 募集期間

平成 18 年 11 月 30 日（木）開催の食品安全委員会（第 169 回会合）終了後、平成 18 年 12 月 29 日（金）まで。

2) 受付体制

電子メール（ホームページ上）、ファックス及び郵送

3) 意見・情報提供等への対応

いただいた意見・情報等を取りまとめ、動物用医薬品専門調査会の座長の指示のもと、必要に応じて専門調査会を開催し、審議結果を取りまとめ、食品安全委員会に報告する。

動物用医薬品評価書

セフトオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)の再審査に係る食品健康影響評価について(案)

2006年11月

食品安全委員会 動物用医薬品専門調査会

〈審議の経緯〉

平成17年 4月11日	農林水産大臣から食品健康影響評価について要請、関係書類の接受
平成17年 4月14日	第86回食品安全委員会（要請事項説明）
平成17年 4月26日	第24回動物用医薬品専門調査会
平成17年 9月13日	厚生労働大臣から食品健康影響評価について要請、関係書類の接受
平成17年 9月15日	第111回食品安全委員会（要請事項説明）
平成18年 7月18日	厚生労働大臣から食品健康影響評価について要請、関係書類の接受
平成18年 7月20日	第153回食品安全委員会（要請事項説明）
平成18年11月17日	第63回動物用医薬品専門調査会
平成18年11月30日	第169回食品安全委員会（報告）
平成18年 月 日	国民からの意見情報の募集

〈食品安全委員会委員〉

H18.6.30まで

委員長	寺田	雅昭
委員長代理	寺尾	允男
	小泉	直子
	坂本	元子
	中村	靖彦
	本間	清一
	見上	彪

H18.7.1から

委員長	寺田	雅昭
委員長代理	見上	彪
	小泉	直子
	長尾	拓
	野村	一正
	畑江	敬子
	本間	清一

〈食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員〉

H17.9.30まで

座長	三森	国敏
座長代理	井上	松久
	青木	宙
	明石	博臣
	江馬	眞
	大野	泰雄
	菅野	純
	嶋田	甚五郎
	鈴木	勝士

津田	洋幸
寺本	昭二
長尾	美奈子
中村	政幸
林	眞
藤田	正一

H17.10.1から

座長	三森	国敏
座長代理	井上	松久
	青木	宙
	明石	博臣
	江馬	眞
	大野	泰雄
	小川	久美子
	渋谷	淳
	嶋田	甚五郎
	鈴木	勝士

津田	修治
寺本	昭二
長尾	美奈子
中村	政幸
林	眞
藤田	正一
吉田	緑

セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)の再審査に係る食品健康影響評価について(案)

1. エクセネル注について⁽¹⁾

エクセネル注については平成8年2月27日に農林水産大臣より動物用医薬品として承認を受けた後、所定の期間(6年間)が経過したため再審査申請が行われた。製剤の内容については次の通りである。

①主剤

主剤はセフチオフルである。

②効能・効果

適応症は牛の肺炎及び豚の胸膜肺炎で、適応菌種はマンヘミア・ヘモリチカ(*Mannheimia haemolytica*)、パスツレラ・ムルトシダ(*Pasteurella multocida*)、アクチノバチルス・プルロニューモニエ(*Actinobacillus pleuropneumoniae*)である。

③用法・用量

1mLあたり50mgを注射用水で溶解し、1日1回体重1kg当たりセフチオフルとして、牛には1～2mgを3～5日間、豚には1～3mgを3日間筋肉内に注射して用いられる。休薬期間は牛で20日間、豚で10日間である。

④その他

その他、薬理作用があると考えられる成分は含まれていない。

2. 再審査における安全性に関する知見等について

(1)ヒトに対する安全性について

エクセネル注については、上記の通り国内では牛及び豚の肺炎を対象に使用されている。本剤と同等の製剤は欧州、米国、オーストラリア、アジア、南米諸国において広く使用されている。主剤であるセフチオフルについては、平成12年に厚生労働省において50 μ g/kg体重/日(0.05mg/kg体重/日)⁽²⁾のADIが設定されている。なお、諸外国では、JECFAで50 μ g/kg体重/日(0.05mg/kg体重/日)⁽³⁾、EMAで20 μ g/kg体重/日(0.02mg/kg体重/日)^{(4),(5)}、FDAで0.03mg/kg体重/日⁽⁶⁾、のADIが設定されている。日本とJECFAの評価におけるADI設定根拠はセフチオフルの代謝物である desfuroylceftiofur cystein disulfide のMIC₅₀ 2 μ g/mLに基づく微生物学影響である。EMAは同じ2 μ g/mLのMIC₅₀に基づく微生物学影響を根拠としているが、計算式が異なっていたため異なる結果となっている。FDAは微生物学的影響を考慮せず、イヌの90日間亜急性毒性のNOAEL30mg/kg体重/日に安全係数1000を用いて設定している。日本及びJECFAの評価は、毒性試験のNOAEL30mg/kg体重/日については安全係数500を用いれば十分であるとし、この値(60 μ g/kg体重/日)より微生物学的ADIがより安全側であるとしたものであり、EMA、FDAで評価に用いられた基本的情報はすでに考慮されている。

(2)安全性に関する研究報告について⁽⁷⁾

調査期間中のMedlineを含むデータベース検索の結果、現在のADIに影響する報告は認められなかった。

(3)承認後の副作用報告について⁽⁷⁾

対象動物に対する安全性については、調査期間中に牛79,243頭、豚483,432頭の調査が実施され、承認時には把握されていなかった対象動物に対する新たな副作用は認められなかったとされている。

3. 再審査に係る食品健康影響評価について

本製剤の主剤であるセフトオフルについては、既に日本において0.05mg/kg体重/日のADIが設定されている。承認時から再審査調査期間中にこれまで把握されていなかった新たな副作用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において、当製剤に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、これを見直す必要性はないと考えられる。

なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについてはなお検討中である。

<出 典>

- (1) エクセネル注 再審査申請書(未公表)
- (2) 畜水産食品中に残留する動物用医薬品の基準設定に関する食品衛生調査会乳肉水産食品・毒性合同部会報告(セフトオフル);平成12年5月31日付 食調第46号
- (3) WHO Food Additives Series 36 CEFTIOFUR
- (4) CEFTIOFUR SUMMARY REPORT ; EMEA
- (5) CEFTIOFUR SUMMARY REPORT(2) ; EMEA
- (6) NADA 138-455 ; FDA
- (7) エクセネル注再審査申請書添付資料:効能又は効果及び安全性についての調査資料(未公表)